

第74期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成28年6月25日(土曜日)
午前10時(午前9時開場)

場 所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

目 次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
(添付書類)	
事業報告	15
1. いちよしグループの現況に関する事項	15
2. 当社の株式に関する事項	24
3. 当社の新株予約権等に関する事項	25
4. 当社役員に関する事項	26
5. 会計監査人に関する事項	30
6. 当社のガバナンス体制	31
7. 当社の体制及び方針	32
連結計算書類等	39
個別計算書類等	45



フレド

経営理念

お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける

経営目標

金融・証券界のブランド・ブティックハウス

行動指針

感謝 誠実 勇気 迅速 継続

Long Term Good Relation

社員のために

社員の個性を尊重し人材の育成に努める

いちよし精神

情熱をもって、真摯に努力し続けます。

働きがい

チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

株主のために

持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める

株主還元

事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。

情報の開示

経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

お客様のために

一人、一人の『いちばん』でありたい

お客様第一

常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスを行います。

良質なサービス

社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

社会のために

金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する

社会的責任

法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

社会貢献

企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

証券コード8624
平成28年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
いちよし証券株式会社
取締役(兼)代表執行役社長 小林 稔

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、**同封の議決権行使書用紙をご持参の上**、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成28年6月24日（金曜日）午後5時まで**に到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（次頁をご参照ください。）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日 時** 平成28年6月25日（土曜日）午前10時（午前9時開場）
2. **場 所** 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール
3. **株主総会の目的事項**

- 報告事項**
1. 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役6名選任の件
- 第2号議案** 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

* 株主総会終了後、当社役員との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席ください。

4. 招集通知添付書類及び株主総会参考書類に関する事項

(1) インターネットによる開示について

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下①～④の事項については、インターネット上の当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）に掲載しております。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

上記①と②は、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

③ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

④ 計算書類の株主資本等変動計算書（個別）

上記③と④は、本招集ご通知添付書類に記載のほか、インターネットによる開示もしております。

なお、監査法人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

- (2) **株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）の記載事項を修正する場合の周知方法**
株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報） <http://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/>

5. 議決権の行使等についてのご案内



株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

株主総会開催日時：平成28年6月25日（土曜日） 午前10時（午前9時開場）



郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合 ⇔ 次頁をご覧ください。

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：平成28年6月24日（金曜日） 午後5時到着分まで



電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合 ⇔ 次頁をご覧ください。

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト

<http://www.evotep.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

※ご不明な点等がございましたら6頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限：平成28年6月24日（金曜日） 午後5時入力分まで

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

いちよし証券株式会社 御中

株主総会日 議決権の数 _____ 個
平成28年 6月25日

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
年 月 日

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否 を除外
第2号	賛 否

基礎日現在のご所有株式数 _____ 株
議決権の数 _____ 個

議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お 願 い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
①議決権行使用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年 6月24日17時00分までに到着するようご送付いただく方法
②インターネットにより専用サイト (<http://www.evotie.jp/>) にアクセスのうえ平成28年 6月24日17時00分までに議決権を行使していただく方法
- 第1号議案において、候補者の一部の者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考出願の照会番号をご記入ください。

ログインID _____
仮パスワード ←株主番号(8桁)→ _____

いちよし証券株式会社

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】
 全員賛成の場合 → **【賛】** に○印
 全員否認する場合 → **【否】** に○印
 一部の候補者を否認する場合 → **【賛】** に○印をし、否認する候補者の番号を記入

【第2号議案】
 賛成の場合 → **【賛】** に○印
 否認する場合 → **【否】** に○印

インターネット等による議決権行使に必要な、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

※各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

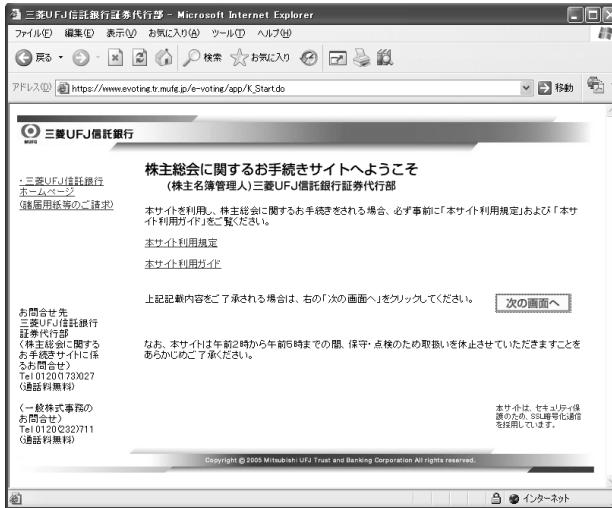
(4) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、5頁から6頁の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

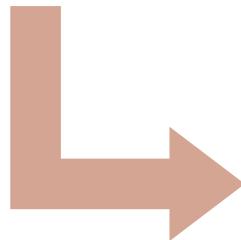
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

① 議決権行使サイトについて

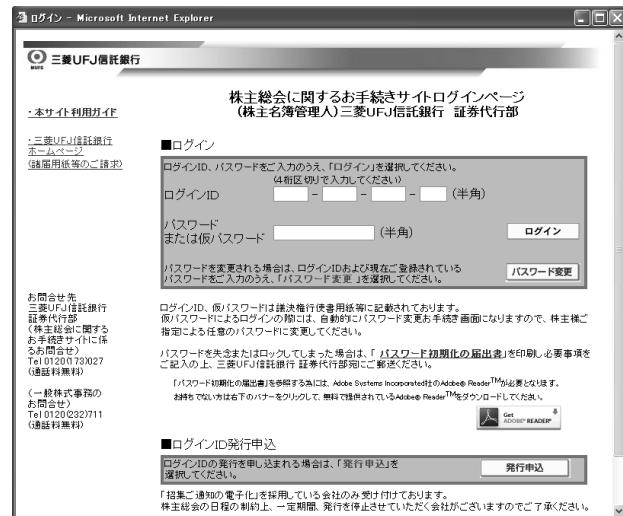
- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evotage.jp/）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）



〈議決権行使サイト〉トップページ



〈ログインID、パスワード〉入力画面



- ・パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・携帯電話による議決権行使は、EZweb、iモード、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ・ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。
- ・インターネットによる議決権行使は、平成28年6月24日（金曜日）午後5時まで（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。



（「EZweb」はKDDI㈱、「iモード」は㈱NTTドコモ、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「QRコード」は㈱デンソーウェブの商標又は登録商標です。）

- ② インターネットによる議決権行使方法について
- ・議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議案

取締役 6 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会
が定める基準により決定した以下の 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

なお、取締役候補者の選任にあたっての指名委員会の定める基準は次の通りであります。

【社内取締役】

経営感覚に秀でていること、指導力・先見性・企画力が優れていること、遵法精神に富
んでいること、社内外の人望が厚いこと、及び心身ともに健康であること。

【社外取締役】

人格・識見が優れていること、豊かな業務経験あるいは専門知識を有すること、遵法精
神に富んでいること、社外取締役としての独立性を維持できること、及び心身ともに健康
であること。また、会社法施行規則に定められる社外取締役の要件、(株)東京証券取引所の
定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件、いずれも満たすこと。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
1	武 樋 政 司	取締役(兼)執行役会長 取締役会議長
2	小 林 稔	取締役(兼)代表執行役社長
3	五木田 彬	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
4	掛 谷 建 郎	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
5	石 川 尚 志	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
6	櫻 井 光 太	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員

候補者
番号

1

たけ ひ まさ し

武樋 政司（昭和18年4月13日生）

重任

昭和42年4月 野村證券株式会社入社
 昭和62年12月 同社取締役
 平成2年6月 同社常務取締役
 平成5年6月 当社代表取締役副社長
 平成7年6月 当社代表取締役社長
 平成15年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長
 平成18年12月 当社相談役
 平成19年12月 当社代表執行役社長
 平成20年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長
 平成24年4月 当社取締役(兼)執行役会長(現任)

(担当)
 指名委員（委員長）
 報酬委員（委員長）

 (所有する当社株式数)
 125,200株

候補者
番号

2

こ ばやし み の る

小林 稔（昭和33年8月30日生）

重任

昭和57年4月 野村證券株式会社入社
 平成12年6月 同社名古屋駅前支店長
 平成16年4月 同社執行役
 平成20年4月 同社常務執行役
 平成21年4月 野村ファシリティーズ株式会社執行役副社長
 平成23年4月 野村證券株式会社常務執行役員 総務部担当(平成26年3月まで)
 平成23年4月 野村ファシリティーズ株式会社取締役社長(平成27年3月まで)
 平成27年4月 当社代表執行役副社長 リテール部門管掌
 平成27年6月 当社取締役(兼)代表執行役副社長 リテール部門管掌
 平成28年4月 当社取締役(兼)代表執行役社長(現任)

(所有する当社株式数)
 10,400株

候補者
番号

3

ご き た あ き ら

五木田 彬 (昭和22年9月20日生)

重任

昭和53年4月 検事任官 東京地方検察庁(刑事部、公判部)

昭和54年3月 水戸地方検察庁

昭和57年3月 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)

昭和60年3月 大阪地方検察庁(特別捜査部)

昭和62年3月 東京地方検察庁(特別捜査部)

昭和63年3月 検事退官

昭和63年4月 弁護士登録

平成6年5月 五木田・三浦法律事務所(現任)

平成22年6月 当社取締役(現任)

(担当)

指名委員

報酬委員

監査委員

(所有する当社株式数)

0株

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

五木田彬氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。引続き社外取締役として、元検事及び弁護士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくため、重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号

4

か け や け ん ろ う

掛谷 建郎 (昭和26年9月13日生)

重任

昭和51年4月 株式会社日本経済新聞社入社、東京本社編集局証券部記者

昭和62年3月 同社米国ワシントン支局記者

平成3年3月 同社東京本社証券部次長兼編集委員

平成8年4月 同社退社

平成8年5月 株式会社掛谷工務店入社

平成8年6月 同社代表取締役社長(現任)

平成19年11月 茨木商工会議所会頭

平成21年6月 摂津水都信用金庫(現北おおさか信用金庫)非常勤理事(現任)

平成22年6月 当社取締役(現任)

(担当)

指名委員

報酬委員

(所有する当社株式数)

9,300株

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

掛谷建郎氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。引続き社外取締役として、元日本経済新聞記者及び現企業経営者としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくため、重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号

5

いしかわ たかし
石川 尚志 (昭和34年12月8日生)

重任

昭和61年8月 東京大学医学部脳研究所神経内科勤務
平成6年5月 大成証券株式会社入社(常勤顧問)
平成6年6月 同社取締役
平成9年6月 同社取締役社長
平成23年3月 同社取締役社長退任
平成23年3月 有限会社エス・アール(現エス・アールホールディングス株式会社)代表取締役社長(現任)
平成23年6月 当社取締役(現任)
平成23年6月 いちよしビジネスサービス株式会社監査役(現任)
平成23年6月 いちよし投資顧問株式会社(現いちよしアセットマネジメント株式会社)監査役(現任)
平成23年6月 株式会社いちよし経済研究所監査役(現任)

(担当)
監査委員 (委員長、常勤)

(所有する当社株式数)
700株

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

石川尚志氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております、引続き社外取締役として、元証券会社社長としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただきたいため、重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

6

さくらい こうた

櫻井 光太 (昭和34年8月20日生)

重任

昭和58年4月 株式会社ダーバン入社
平成3年10月 センチュリー監査法人入所
平成7年8月 公認会計士登録
平成9年5月 櫻井光太公認会計士事務所
平成12年3月 センチュリー監査法人※(現新日本有限責任監査法人)退所
平成12年3月 株式会社デジタルガレージ入社
平成14年9月 同社取締役
平成17年3月 税理士登録
平成17年3月 櫻井光太公認会計士・税理士事務所(現任)
平成22年9月 株式会社デジタルガレージ取締役退任
平成22年11月 信永東京有限責任監査法人 パートナー・公認会計士
平成23年6月 当社取締役(現任)

(担当)
監査委員

(所有する当社株式数)
10,100株

※ センチュリー監査法人は、櫻井光太氏の退所後、平成12年4月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。平成13年7月、同法人は名称変更し、新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)となりました。従いまして、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。同氏は新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

櫻井光太氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。引続き社外取締役として、公認会計士・税理士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただきたいため、重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

(ご参考) 定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	武樋 政司 (委員長)	五木田 彬	掛谷 建郎
報酬委員会	武樋 政司 (委員長)	五木田 彬	掛谷 建郎
監査委員会	石川 尚志 (委員長)	五木田 彬	櫻井 光太

第2号議案

取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係

る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とします。

(2)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととします。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※1）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※2）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

下記算式（※2）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」

を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

③新株予約権を行使することができる期間

平成30年6月26日から平成38年6月25日までの範囲内で、取締役会において決定するものとします。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要します。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めません。

$$\text{※1} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{調整後} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整前} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

$$\text{※2} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{調整後} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整前} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑦合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (viii) 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定します。

⑧1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. いちよしグループの現況に関する事項

(1)経営の基本方針と業務運営体制

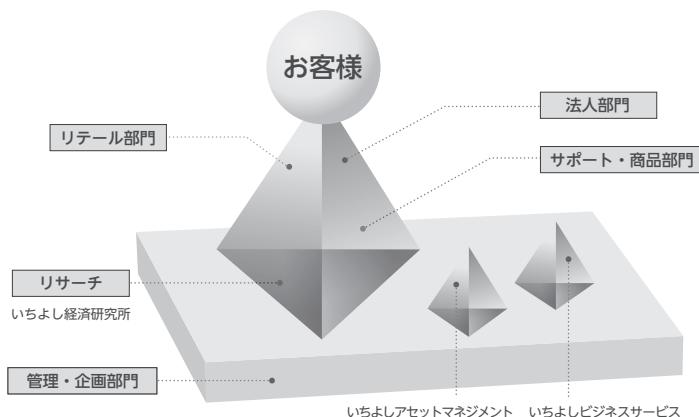
①経営の基本方針

いちよしグループは、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉とし、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を目指しています。その実現に向け、当社はクレド（企業理念）の下、経営の公正性及び透明性を高め、機動的かつ適切な意思決定を行うことにより、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の重要課題としております。また、指名委員会等設置会社の形態を採用し、加えて執行役員制度を導入することにより、業務執行の迅速性、実効性を高めるとともに業務執行に対する監督の強化を図っております。

②業務運営体制

いちよしグループの業務運営体制は「トライアングル・ピラミッド経営」を推進しています。

リサーチをベースにリテール部門、法人部門、サポート・商品部門の正三角形4面体を管理・企画部門という土台が支えることにより、各部門及び関係会社の機能を最大限に発揮させると同時に、各部門のコ・ワーク（共同業務推進）によるシナジー効果を図ることを目的とした経営スタイルです。この業務運営体制により、お客様により良い商品、より良い情報、より良いサービスをご提供し、その結果として、お客様の大切な金融資産の運用及び企業経営のお役に立つことになると考えております。



いちよしグループのトライアングル・ピラミッド経営

(2)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、企業収益及び雇用環境に緩やかな回復がみられたものの、中国などの新興国経済の減速や原油価格下落などによる世界経済及び金融・商品市場の低迷から、内外需ともに不透明感が拡大し、当連結会計年度末にかけて企業の景況感や消費マインドが悪化する状況となりました。

このような状況下、日本の株式市場は日銀による金融緩和が続くなか、国内企業の好業績への期待や企業価値向上の取り組みへの評価などから海外投資家の資金流入が続き、6月24日に日経平均株価は2万868円の昨年来高値を付けました。その後、8月11日の中国人民元切り下げ発表をきっかけとして9月29日には一時1万7,000円を下回るまで下落しましたが、年末に向けて回復しました。年明け後は、米国、中国景気の先行きへの不安や原油安による新興国経済の不安が再燃し、1月29日に日銀はマイナス金利を導入する金融緩和策を実施しましたが、調整色を弱めることが出来ず、日経平均株価は2月12日に昨年来安値1万4,952円を付けました。その後、欧州の金融システム不安の後退などから反発し1万6,758円で当連結会計年度末を迎えました。

外国為替市場の円相場は、6月5日に1ドル＝125円台後半と12年半ぶりの安値を付けましたが、その後、市場リスクの高まりを受けた安全通貨としての円買いと早期の米利上げ観測の後退を受けて円高が進み、当連結会計年度末は1ドル＝112円台半ばで終わりました。

日本の新興市場では、好需給を背景として東証マザーズ指数は6月24日、日経ジャスダック平均株価は7月21日に昨年来高値を付けました。その後、8月以降の株安局面や年明けの調整を受けましたが、当連結会計年度末の終値は東証マザーズ指数が1,020と昨年来高値に迫る水準まで回復する一方、日経ジャスダック平均株価は反発弱く2,460円となりました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金は前連結会計年度比15.7%増の3兆827億円、うちジャスダック市場一日平均売買代金は同22.3%減の702

億円となりました。

このような環境下、当社の株式委託売買代金は2兆2,512億円（前連結会計年度比5.7%増）となりました。当社グループの強みであるリサーチ力を生かした中長期成長期待企業への投資のご提案や、マイナス金利の下で配当に注目した資産株のご提案など、預り資産の拡大にフォーカスした様々な施策を実行して参りました。また、発行市場においては主幹事3社を含む新規公開企業39社の幹事・引受シンジケート団に加入し、特に郵政グループ3社の新規公開においては、国内引受証券会社54社のうち8番目の引受比率となり、当社として過去最高の金額を引受しました。

投資信託については、従来より安定運用の投資信託を「ベース資産」として販売の中心に取り組んできたことに加えて、6月にいちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）」の取扱いを開始しました。ドリコレは保守的な資金に対する資産管理型サービスとしてお客様から好評を得ており、当連結会計年度末のファンドラップ口座の預り残高は250億円超となりました。

預り資産については、投資信託、日本郵政グループ3社の新規公開等に伴う新規資金による買付等の増加要因があった一方、主に新興国を投資対象とする投資信託の基準価格の変動や株式、為替相場の変動が減少要因となり、当連結会計年度末の預り資産は1兆7,750億円（前連結会計年度比7.4%減）となりました。

当社グループの純営業収益は203億46百万円（前連結会計年度比6.7%増）となりました。一方、販売費・一般管理費は166億51百万円（同7.2%増）となり、差し引き営業利益は36億95百万円（同4.4%増）となりました。

(3)受入手数料等及び販売費・一般管理費等

①受入手数料

受入手数料の合計は196億82百万円（前連結会計年度比6.1%増）となりました。

委託手数料

株券の委託手数料合計は72億54百万円（前連結会計年度比7.2%増）となりました。

このうち、中小型株式（東証2部、マザーズ、ジャスダック）の委託手数料は13億44百万円となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は前連結会計年度の23.4%から18.5%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、主幹事3社（前連結会計年度主幹事1社）を含む新規公開企業39社（同34社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。また、既公開企業に係る市場変更及び公募・売出しは主幹事5社（同主幹事2社）を含む10社（同9社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は12億84百万円（前連結会計年度比190.3%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における累計引受社数は980社（うち主幹事42社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

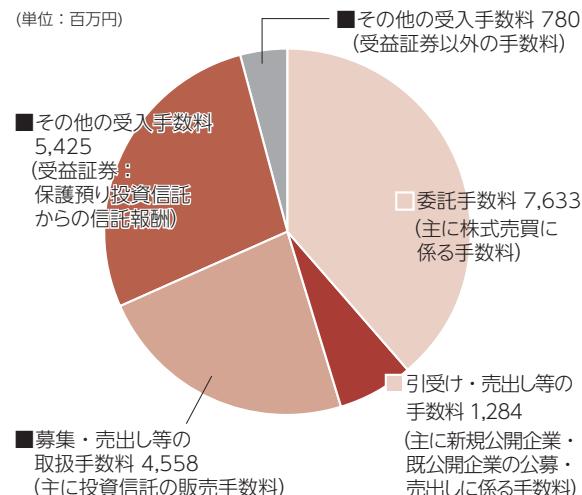
投資信託に係る手数料が45億5百万円（前連結会計年度比14.3%減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は45億58百万円（同15.1%減）となりました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料は、信託報酬等が54億25百万円（前連結会計年度比9.8%増）となり、これにいちよしアセットマネジメント（株）の投資顧問料等、当社のアンバンドリング手数料、保険取扱手数料及び公開支援に伴う手数料等を加え、62億5百万円（同8.4%増）となりました。

受入手数料の内訳（科目別内訳）

（単位：百万円）



②トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、33百万円（前連結会計年度比59.0%減）の利益となりました。債券・為替等のトレーディング損益は、2億91百万円（同105.9%増）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では3億25百万円（同45.1%増）の利益となりました。

③金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の平均残高の増加により3億14百万円（前連結会計年度比10.5%増）、金融費用は、70百万円（同10.9%減）となり、差し引き金融収支は2億44百万円（同18.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の純営業収益は203億46百万円（前連結会計年度比6.7%増）となりました。

④販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費、事務費等の増加により166億51百万円（前連結会計年度比7.2%増）となりました。

⑤営業外損益

営業外収益は、投資有価証券配当金26百万円及び投資事業組合運用益87百万円等で合計1億39百万円を計上いたしました。その結果、当期の営業外損益は1億17百万円（前連結会計年度比31.7%減）の利益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は38億13百万円（前連結会計年度比2.7%増）となりました。

⑥特別損益

特別損益は、投資有価証券売却益等で1億25百万円（前連結会計年度比91.3%減）の利益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は39億39百万円（前連結会計年度比23.7%減）となりました。これに法人税、住民税及び事業税12億67百万円、法人税等調整額81百万円等を差し引きした結果、親会社株主に帰属する当期純利益は25億80百万円（同23.9%減）となりました。

なお、商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

受入手数料の内訳（第73期と第74期の比較）

（単位：百万円）

期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第26 ・ 4 73 } 27 ・ 3 期	委 託 手 数 料	6,766	－	255	－	7,021
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	442	－	－	－	442
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	－	110	5,256	－	5,366
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	37	0	4,941	746	5,725
	計	7,246	110	10,452	746	18,555
期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第27 ・ 4 74 } 28 ・ 3 期	委 託 手 数 料	7,254	0	378	－	7,633
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	1,283	1	－	－	1,284
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	－	52	4,505	－	4,558
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	37	0	5,425	743	6,205
	計	8,575	54	10,309	743	19,682

(4)財務の状況

資産、負債及び純資産の状況

流動資産

前連結会計年度末に比べて7億21百万円(1.8%)減少し、398億92百万円となりました。これは、現金・預金が17億2百万円及び預託金が6億43百万円増加し、一方で、信用取引資産が31億45百万円減少したこと等によるものです。

固定資産

前連結会計年度末に比べて9億27百万円(12.2%)減少し、67億1百万円となりました。これは、投資有価証券5億68百万円及び退職給付に係る資産1億66百万円の減少等によるものです。

以上の結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて16億48百万円(3.4%)減少し、465億93百万円となりました。

流動負債

前連結会計年度末に比べて13億61百万円(9.9%)減少し、124億44百万円となりました。これは、預り金が8億92百万円及び信用取引負債が3億56百万円減少したこと等によるものです。

固定負債

前連結会計年度末に比べて1億55百万円(27.7%)減少し、4億6百万円となりました。これは、長期借入金が39百万円及び繰延税金負債が1億4百万円減少したこと等によるものです。

特別法上の準備金

特別法上の準備金は、1億82百万円となりました。

純資産

前連結会計年度末に比べて1億30百万円(0.4%)減少し、335億60百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益25億80百万円による増加、一方で、配当金20億14百万円の支払い、自己株式取得4億99百万円及び退職給付に係る調整累計額1億49百万円が減少したこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は71.5%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、593.5%となりました。

(5)重要な資金調達状況

該当事項はありません。

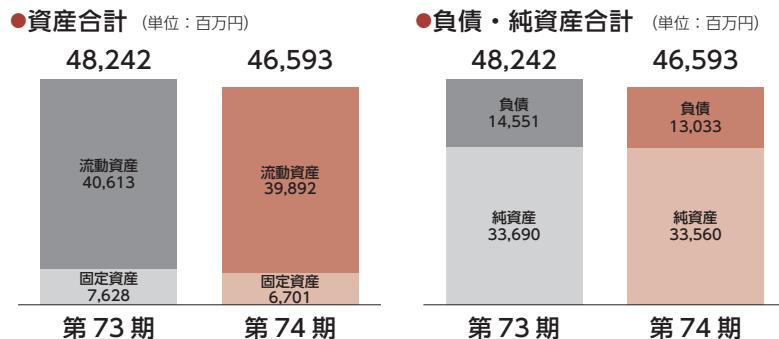
(6)重要な設備投資状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2億84百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・ラップ関係システム (平成27年5月～平成28年1月)
- ・ワークフローシステム (平成27年4月～平成28年2月)

(7)重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。



(8)財産及び損益の状況の推移

	第71期 (24.4.1～25.3.31)	第72期 (25.4.1～26.3.31)	第73期 (26.4.1～27.3.31)	第74期 (当連結会計年度) (27.4.1～28.3.31)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益 (うち受入手数料)	18,283 (16,806)	25,241 (23,349)	20,413 (18,555)	21,846 (19,682)
純営業収益	18,228	25,191	19,073	20,346
経常利益	3,743	8,977	3,711	3,813
親会社株主に帰属する当期純利益	3,392	8,268	3,389	2,580
1株当たり当期純利益	78円26銭	190円04銭	77円52銭	58円88銭
総資産	43,751	48,723	48,242	46,593
純資産	27,431	32,263	33,690	33,560

(注)1.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2.当連結会計年度より連結損益計算書の表示方法の変更を行っております。この変更により、第73期の純営業収益の数値につきまして組替えを行っております。

3.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(9)対処すべき課題

アベノミクスも第2ステージに入り、マイナス金利政策の導入も背景として、「貯蓄から投資へ」が本格化していくなかで、今後の我が国における証券会社は、お客様の立場に沿ったビジネスを展開することがより強く求められていくと考えられます。この点において、お客様との信頼関係を優先してサービスを提供することを長年続けて参りました当社としましては、まさに当社の更なる飛躍の環境が整ってきたと捉えております。

当連結会計年度は、お客様の資産の中長期運用における投信ベース資産として6月にいちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション」の取扱いを開始したほか、株式においても中長期投資による株式ベース資産として資産株を提案して参りました。

今後も、当社の3つの特徴①いちよし経済研究所のリサーチ力、②コーポレート・ガバナンス力、③コンプライアンス力(顧客満足度)を生かし、「当社成長の基本戦略」を柱に、預り資産の拡大を核とした成長の実現に努めて参ります。

預り資産を増やすためには営業拠点の展開も重要であり、今後の資金フローを考え首都圏中心の店舗網の拡大を図って参ります。その施策として本年4月、東京の成増に出店いたしました。

また当社のグループ力を生かしたいちよしアセットマネジメントの中小型株を運用する投資信託は、パフォーマンスも良好で問い合わせが増えてきており、より幅広いお客様へ提案できるよう地域金融機関との提携も視野に入れた展開を計画しています。

リテール部門の具体的な施策は、「ドリーム・コレクション」を核として投資信託、債券の残高の純増を凶る一方、特に株式においては資産株に加えて当社の強みである中小型株の選別投資により預り資産増大を図るなど、お客様のニーズに合致する商品の「クロスセル」を戦略的に進めて参ります。法人部門においては、IPOやPOにおいて主幹事会社を務める会社数の更なる増加に努め、管理・企画部門ではお客様サイドに立ってフロント部門を強力にバックアップする体制の構築を行い、グループ会社各社とのシナジー効果の強化を図り、役職員一丸となって鋭意努力して参ります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	90.0% (12.5%)	情報サービス業
いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	97.0% (2.0%)	投資運用業 (投資信託委託業含む) 投資助言・代理業
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.0%	不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等販売業及び金融商品仲介業

(注)1.議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

2.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11)主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

ニ. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務等から成り立っております。

④証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務等から成り立っております。

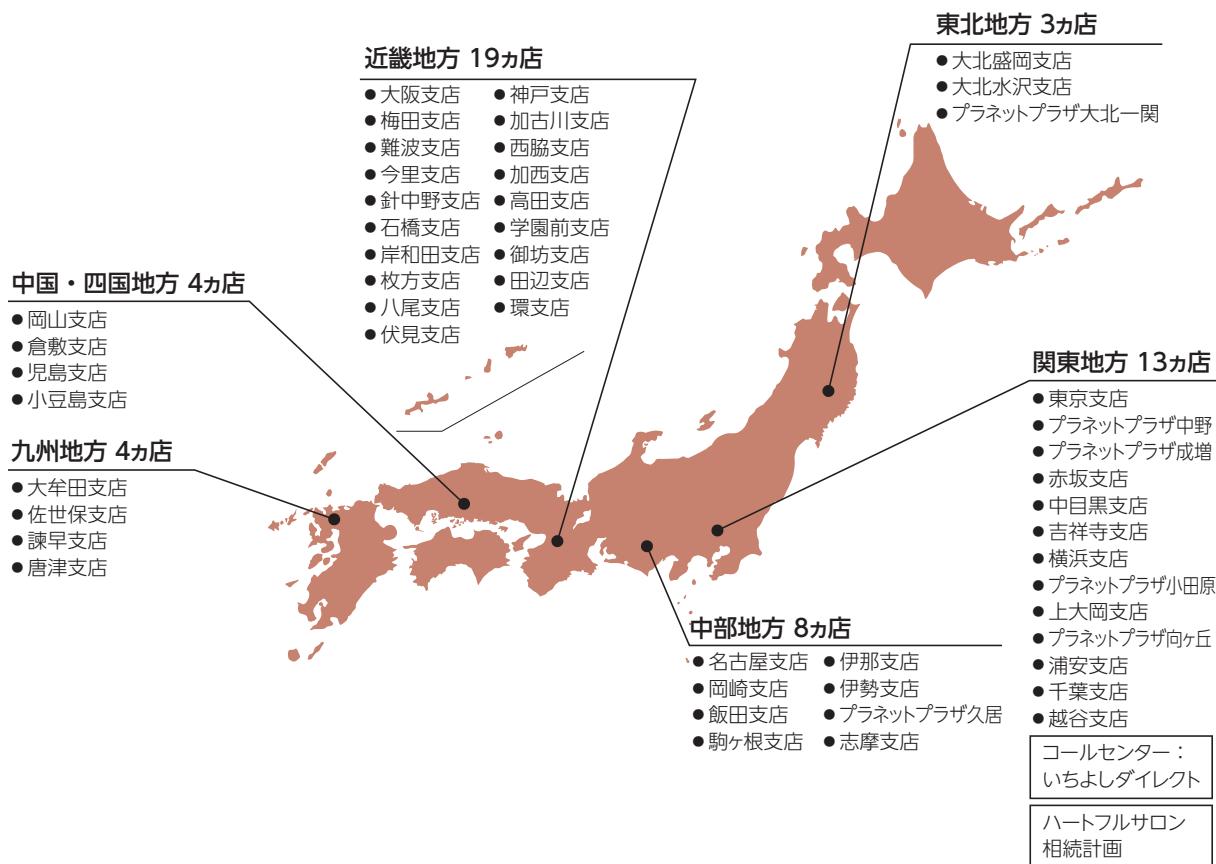
⑤その他の業務

その他の業務は、有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業、投資助言・代理業、不動産賃貸・管理業務、事務用品等販売業務等から成り立っております。

(12) 主要な営業所の状況 (平成28年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
支店・営業所 51カ店



② 子会社

- 株式会社いちよし経済研究所 東京都中央区
- いちよしアセットマネジメント株式会社 東京都中央区
- いちよしビジネスサービス株式会社 東京都中央区
- 同 大阪支店 大阪市中央区

(13)従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

①当社及び当社子会社の従業員

区 分		従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
職 員	男 性	702 名	10 増加
	女 性	299	12 増加
	合 計	1,001	22 増加
歩 合 外 務 員		2	増減なし

(注)1.上記のほか、顧問（6名）、嘱託（2名）が在籍しております。

2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

②当社の従業員

区 分		従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
職 員	男 性	647 名	12 増加	45 歳 5 月	14 年 3 月
	女 性	277	6 増加	39 歳 8 月	9 年 6 月
	合計又は平均	924	18 増加	43 歳 8 月	12 年 10 月
歩 合 外 務 員		2	増減なし	70 歳 0 月	25 年 3 月

(注)1.上記のほか、顧問（6名）、嘱託（2名）が在籍しております。

2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

(14)主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借入金の種類	借入金残高 百万円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	長 期 借 入 金	257
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	長 期 借 入 金	45
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	短 期 借 入 金	120
株 式 会 社 り そ な 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	短 期 借 入 金	20
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	短 期 借 入 金	30
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	信 用 取 引 借 入 金	2,445

2. 当社の株式に関する事項

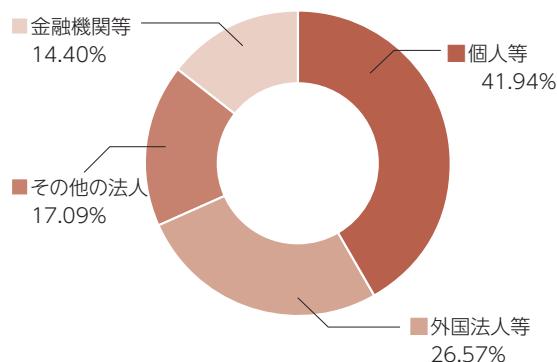
(平成28年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 168,159,000株
- (2)発行済株式の総数 44,431,386株(うち自己株式 807,868株)
- (3)当事業年度末の株主数 15,215名
- (4)大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
野村土地建物株式会社	5,298	12.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,331	5.34
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCONT	2,262	5.18
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	1,800	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,215	2.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,181	2.70
株式会社野村総合研究所	879	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	846	1.93
いちよし証券従業員持株会	460	1.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	453	1.03

(注)持株比率は自己株式(807,868株)を控除して算出しております。

所有者別分布状況(持株比率)



(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため、平成27年8月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、平成27年8月31日から平成27年9月11日の期間中に、自己株式491千株(発行済株式総数に対する割合1.11%)を総額499百万円で取得いたしました。

なお、当該事業年度以降、平成28年4月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、平成28年4月11日から平成28年4月15日の期間中に、自己株式500千株(発行済株式総数に対する割合1.13%)を総額476百万円で取得いたしました。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(平成28年3月31日現在)

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①第8回新株予約権

名 称	第8回新株予約権
発行決議の日	平成25年11月22日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき157,600円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	平成27年12月11日から平成30年12月10日まで

②第10回新株予約権

名 称	第10回新株予約権
発行決議の日	平成27年5月12日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき138,400円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	平成29年5月29日から平成32年5月28日まで

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）	第8回新株予約権	450個	普通株式 45,000株	4名
	第10回新株予約権	100個	普通株式 10,000株	1名

(2)当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は、(1) ②に記載の第10回新株予約権のとおりであり、その交付状況は以下のとおりであります。

当社従業員へ職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社従業員	第10回新株予約権	264個	普通株式 26,400株	71名

4. 当社役員に関する事項

(1)取締役及び執行役の氏名等

平成28年3月31日現在

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役(兼)執行役会長	武 樋 政 司	取締役会議長、指名委員(委員長)、報酬委員(委員長)
取締役(兼)代表執行役社長	山 崎 泰 明	
取締役(兼)代表執行役副社長	田名網 信 孝	法人部門管掌
取締役(兼)代表執行役副社長	小 林 稔	リテール部門管掌(兼)エチケットマナー向上推進担当 いちよしビジネスサービス株式会社 取締役 株式会社いちよし経済研究所 取締役
社 外 取 締 役	五木田 彬	指名委員、報酬委員、監査委員 五木田・三浦法律事務所(弁護士)
社 外 取 締 役	掛 谷 建 郎	指名委員、報酬委員 株式会社掛谷工務店 代表取締役社長 北おおさが信用金庫 非常勤理事
社 外 取 締 役	石 川 尚 志	監査委員(委員長、常勤) いちよしビジネスサービス株式会社 監査役 いちよしアセットマネジメント株式会社 監査役 株式会社いちよし経済研究所 監査役 エス・アールホールディングス株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	櫻 井 光 太	監査委員 櫻井光太公認会計士・税理士事務所(公認会計士・税理士)
執 行 役 常 務	立 石 司 郎	管理・企画部門管掌 いちよしアセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社いちよし経済研究所 取締役

- (注)1.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 3.取締役 櫻井光太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4.当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査委員を置いております。
 5.取締役(兼)代表執行役社長 山崎泰明、取締役(兼)代表執行役副社長 田名網信孝の2氏は平成28年3月31日をもって退任いたしました。

6.平成28年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地	位	氏名	担当
首	席執行役員	高石俊彦	法務、広報、秘書、引受審査担当
首	席執行役員	秋葉滋	機関投資家本部長（兼）トレーディング部長
上	席執行役員	矢野正樹	業務管理本部長
上	席執行役員	水ノ上利幸	ラップ・投資分析担当（兼）投資ストラテジー担当
上	席執行役員	中尾勉	九州アドバイザー本部長
上	席執行役員	仁尾美紀男	中部アドバイザー本部長
上	席執行役員	龍元裕志	首都圏・東北アドバイザー本部長
執	行役員	持田清孝	業務管理本部副本部長
執	行役員	杉浦雅夫	管理・企画部門付（兼）システム担当（兼）システム部長
執	行役員	玉田弘文	近畿アドバイザー本部長（兼）大阪支店長
執	行役員	佐藤一昭	近畿・中四国アドバイザー本部長
執	行役員	小山徹	アドバイザーサポート本部長
執	行役員	高橋正好	投資銀行本部長
執	行役員	石床誠	法人営業本部長
執	行役員	忝村光芳	投資銀行本部付
執	行役員	浅田健一	人事研修担当（兼）人事研修部長
執	行役員	藤津史朗	投資信託担当
執	行役員	山崎昇一	財務・企画担当

7.平成28年4月1日付で、次の異動がありました。

氏名	異動後の地位	異動後の担当
小林 稔	取締役（兼）代表執行役社長	
小山 徹	執行役員	リテール部門管掌（兼）アドバイザーサポート本部長（兼）エチケット マナー向上推進担当 株式会社いちよし経済研究所 取締役
坂尻 一郎	執行役員	法人部門管掌
仁尾 美紀男	上席執行役員	中部・近畿・中四国アドバイザー本部長
龍元 裕志	上席執行役員	首都圏・東北・九州アドバイザー本部長
玉田 弘文	上席執行役員	近畿アドバイザー本部長（兼）大阪支店長
杉浦 雅夫	執行役員	システム担当（兼）システム部長
佐藤 一昭	執行役員	人事研修担当（兼）人事研修部長
浅田 健一	執行役員	名古屋支店長
山崎 昇一	執行役員	財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当

(2)取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	取締役の年間報酬		執行役の年間報酬		合 計	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
社 内	4	241	1	33	5	275
社 外	4	82	—	—	4	82
合 計	8	324	1	33	9	357

(3)当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額 又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

①基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

②報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」（単身赴任住宅補助等）とする。

③各報酬の決定に関する方針

報酬委員会において以下の報酬を決定する。

イ. 月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、経常利益、当期純利益をベースに支給総額を決め、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価して担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

ハ. 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

ニ. 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

(4)社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 社外取締役 五木田 彬

五木田・三浦法律事務所の弁護士であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ロ. 社外取締役 掛谷建郎

株式会社掛谷工務店の代表取締役社長及び北おおさか信用金庫の非常勤理事であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ハ. 社外取締役 石川尚志

エス・アールホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ニ. 社外取締役 櫻井光太

櫻井光太公認会計士・税理士事務所の公認会計士・税理士であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取締役 (指名委員・報酬委員・監査委員)	五木田 彬	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、22回（100%）、指名委員会5回（100%）、報酬委員会6回（100%）、監査委員会は15回（100%）でありました。主に、元検事及び弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役 (指名委員・報酬委員)	掛 谷 建 郎	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、22回（100%）、指名委員会5回（100%）、報酬委員会6回（100%）でありました。主に、元日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての見地からの発言を行っております。
取締役 (監査委員)	石 川 尚 志	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、22回（100%）、監査委員会は15回（100%）でありました。主に、元証券会社社長としての見地からの発言を行っております。
取締役 (監査委員)	櫻 井 光 太	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、22回（100%）、監査委員会は15回（100%）でありました。主に、公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)名称

新日本有限責任監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

36百万円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

1百万円

③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

2.当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務であります。

(4)子会社の監査に関する事項

当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査は受けておりません。

(5)解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査委員会の委員全員の合意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任若しくは不再任の検討を行います。

(6)会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

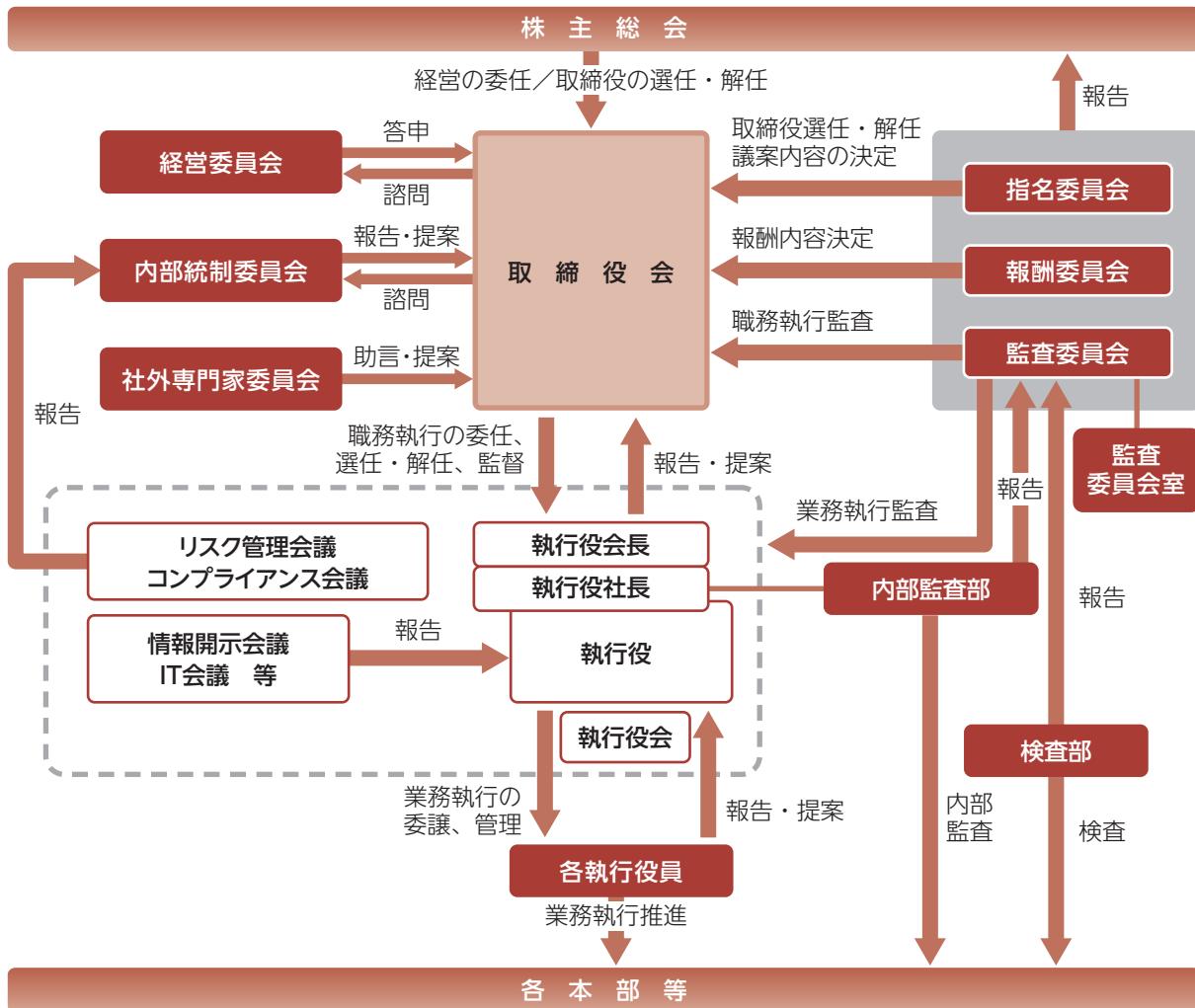
- ①処分対象 新日本有限責任監査法人
- ②処分内容 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③処分理由 ・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

(注)当社監査委員会では、上記の新日本有限責任監査法人に対する行政処分を受けて、同監査法人の業務改善計画の内容及びその進捗状況等について説明を受け、法人としての再発防止に向けた改善への取組み状況を確認しました。また、当社を担当する会計監査人の監査業務について、その品質管理体制、有効性及び効率性等を検討しました。その結果、当社の会計監査人の監査業務は、適切かつ厳格に遂行されていると判断し、再任することが適当であるとの結論に至りました。

6. 当社のガバナンス体制

当社は、平成15年6月より指名委員会等設置会社（従来の委員会設置会社）に移行しました。その結果、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能するように制度的に分離されたガバナンス体制となりました。従いまして、経営の意思決定・監督は取締役会及び各委員会が行い、実際の業務執行は執行役及びそれを補佐する執行役員が行っています。

ガバナンス体制図



7. 当社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

①当社監査委員会の職務の執行に関する体制

(i) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。

(ii) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

(iii) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の指示の実効性を確保することを目的として、監査委員会室の使用人は専任とし、「監査委員会規程」に基づき監査委員の指示により、監査活動の補助を行わせる。

(iv) 当社監査委員会への報告に関する体制

イ. 当社の役職員は、当社監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当該監査委員若しくは監査委員会に報告を行う。

ロ. 当社及び当社子会社の役職員は、当社及び当社子会社において、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

ハ. 当社及び当社子会社の役職員から、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのあることにつき報告を受けた者は、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

(v) 当社監査委員会に報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前記(iv)の報告を行った役職員は、当該報告を行ったことにより不利な扱いを受けないことを「就業規則」等に規定する。

(vi) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、原則として速やかに当該費用の支払いを行う。

(vii) 当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会及び経営委員会に出席する。

ロ. 監査委員長は、内部統制委員会に委員として出席する。

ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。

ニ. 監査委員会の委員は、「監査委員会規程」に基づき、役職員の職務執行状況、当社子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど関係を図る。

②当社執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 「執行役規程」に従い、執行役の職務の執行に係る重要文書の適正な保存・管理を行う。

ロ. 「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報管理の徹底を図る。

(ii) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。

ロ. リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。内部統制委員会の委員長は必要に応じて取締役会に報告する。

ハ. 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、防災教育並びに防災訓練を計画的に推進し、防災意識の高揚を図り、災害発生時等に備える。

ニ. 災害発生時等により、本社の業務体制の維持、継続が困難となった場合等には、BCP対策本部を設置し、被害の軽減化と対応を図り、速やかな業務再開を行う。

(iii) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 業務執行力のより一層の強化、少人数の執行役による機動的な意思決定、及びその職務執行が効率的に行われることを確保するため、執行役を補佐する執行役員制度を導入する。

ロ. 当社取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整

備に努め、定期的に当社の執行役による業務報告を受ける。

(iv) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「フレド」を制定し、使用人への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。

ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ. 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、これらの実効について状況把握に努める。

ニ. 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。

ホ. 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

③当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社子会社の取締役等（取締役、執行役員）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の重要な事項等について、当社への報告を義務付ける。

ロ. 関係会社社長会を開催し、当社と当社子会社間の情報共有に努める。

(ii) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理規程」にて当社子会社のリスク管理体制について規定し、体制の整備に努める。

(iii) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社子会社の取締役等の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。

- ロ. 当社子会社においては、業務執行力のより一層の強化、少人数の取締役による機動的な意思決定、及びその職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役を補佐する執行役員制度を導入する。
- ハ. 当社の取締役会は、定期的に当社子会社の取締役から業務報告を受ける。
- (iv) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社子会社においても「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「フレド」を制定し、役職員への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。
- ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
- (v) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。
- ロ. 当社は、内部統制委員会を、内部統制に関する事項の審議を行う。
- ハ. 当社及び当社子会社の業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設置する。

④当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を行うため、財務諸表に係る内部統制システムの構築・整備を行い、継続的に評価するとともに、不備があれば必要な是正を行い、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑤当社及び当社子会社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

- イ. 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。
- ロ. 当社及び当社子会社は、反社会的勢力による被害を防止するため「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定し公表する。
- ハ. 当社は、本社及び各支店において不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。
- ニ. 当社は、警察、暴力追放運動推進センター、証券保安対策支援センター及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組む。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①当社監査委員会

監査委員会には専任使用人が2名配置され、執行役からの独立性や監査の実効性を確保するために定められた「監査委員会規程」に基づき職務が執行されている。また監査委員の各種会議等への出席機会の確保や監査委員への報告義務をはじめとする情報取得や予算の確保等、監査委員会の職務上必要な資源の提供については適正に運用されている。

②当社執行役

【情報管理】

執行役の職務の執行にかかる重要文書（電磁的記録を含む）等の情報の保存・管理は、「文書規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に基づいて適正に行われている。

【リスク管理】

リスクカテゴリーごとの責任部署とリスク管理部門によるリスク管理会議にて毎月協議・対応を図っている。対応状況は内部統制委員会に報告され、適宜取締役会へ報告される。災害対応についてはBCP（事業継続計画）に基づき毎年システム障害訓練や避難訓練などを行っている。

【効率的な職務の執行】

執行役の職務執行の効率化を図るため執行役員制度が導入されており、執行役員による報告義務・説明義務などを「執行役員規程」に明文化し、執行役員による適正な職務執行体制を確保している。

【使用人の法令・定款に適合した職務の執行】

コンプライアンス・プログラムの策定、「クレド」の周知により法令諸規則の遵守・徹底を図っている。また内部監査を実施し、内部統制の有効性、効率性を確保している。

③当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正

【報告体制】

「関係会社管理規程」に基づき子会社から重要事項の報告を受け、また、毎月関係会社社長会を開催して情報の共有に努めている。

【当社子会社のリスク管理】

当社の「リスク管理規程」に基づき子会社からリスク報告を受け、管理を行っている。

【当社子会社の取締役等の効率的な職務の執行体制の確保】

取締役及び使用人の職務が効率的に行われるように、職務分掌と権限等の明文化を図っている。さらに取締役の執行補助者として執行役員制度を導入し、クレドの周知により法令諸規則の遵守と徹底を行っている。

④当社及び当社子会社の財務報告の信頼性

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準・同実施基準」（企業会計審議会）に基づいた整備・運用を行うことを基本方針とし、内部監査部の有効性評価を踏まえ内部統制報告書が作成されている。また、外部監査を受けることにより、一層の信頼性の確保に努めている。

⑤当社及び当社子会社における反社会的勢力排除

反社会的勢力との取引を行わず、毅然とした態度で臨むことを「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」やマニュアルで明文化し、社内研修を実施して役職員の啓蒙を図っている。また、「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をホームページや店頭で公表している。本支店においては、外部専門機関との連携も図りながら、不当要求防止責任者を選任して、反社会的勢力との関係遮断を具体的に実施している。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針実現のための取組み

イ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、従来より取り組んできた「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の土台をより強固なものにするために、預り資産の拡大を核に、計画期間を3年間（平成26年4月1日から平成29年3月末まで）とした中期経営計画「チャレンジ3」を策定しております。

具体的には、預り資産3兆円／主幹事会社数50社（累計）／ROE15％程度を平成29年3月末までの数値目標として掲げており、これらを達

成するための具体的な戦略として、いちよしくレドの実践、営業基盤の拡大、収支構造改善の継続、既存ビジネス収益力の厚みの増加、いちよしグループの総合力アップ、コンプライアンスの実践、チャネルの多様化、人材の育成に取り組んでおります。

- ・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、指名委員会等設置会社（従来の委員会設置会社）の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。さらに、内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、平成27年3月期の中間配当より、配当基準を連結ベースでの配当性向（50％程度）と純資産配当率（DOE 2％程度）に変更し、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当額を決定しております。

- ロ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年5月18日の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として更新することを決

議し、平成27年6月20日開催の第73期定時株主総会において、本対応方針を更新することの承認を得ております。

本対応方針の概要は以下のとおりであります。

- ・ 当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の取得行為等を大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

・ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、当社は、大規模買付者から、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただき、その後、大規模買付に関する情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提出していただきます。

大規模買付者が、当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間、を当社取締役会及び独立委員会による評価、検討等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として設定いたします。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会に対して伝えます。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、当社取締役に対し勧告を行うものとします。

- ・ 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

i. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める対抗措置を講じることがあります。

ii. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

iii. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した委員3名で構成される独立委員会を設置します。

- ・ 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、当社第74期定時株主総会の終結時までとなっております。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- ・上記②イ.に記載した取組みについて
当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
- ・上記②ロ.に記載した取組みについて
 - i. 当該取組みは、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。
 - ii. 当該取組みは、その導入については株主意思を尊重するため、株主総会での承認をその効力発生条件としており、更に、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決議することとしています。従って、当社取締役会は、上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

当社は、平成28年6月開催の第74期定時株主総会の終結の時をもって有効期限満了を迎える本対応方針についての取扱いについて検討した結果、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策に関する環境の変化などを踏まえ、現時点においては本対応方針を継続す

る意義が相対的に低下してきていると判断し、平成28年4月19日開催の取締役会において、かかる有効期限満了をもって本対応方針を更新せず廃止することを決議しました。

なお、本対応方針の有効期限満了後も、当社株券等に対して大規模買付行為がなされた場合は、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努め、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を適切に講じてまいります。

(4)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えております。業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、株主の皆様への適切な利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率（DOE）についても勘案して配当額を決定しています。

具体的には、連結ベースでの配当性向（50%程度）と純資産配当率（DOE 2%程度）を配当基準とし、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

以上の配当方針に基づき、当期の剰余金の配当方針は、中間配当については連結配当性向を、期末配当については連結純資産配当率を、各々算出基準として採用しております。また、当社が平成27年8月18日に創立65周年を迎えたことを記念し、創立65周年記念配当の方針を決定しております。当期の1株当たりの配当金は中間配当27円（うち記念配当10円）、期末配当26円（うち記念配当10円）の合計53円とさせていただきます。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	平成27年3月31日現在	平成28年3月31日現在
資産の部		
流動資産	40,613	39,892
現金・預金	14,609	16,311
預託金	4,319	4,962
トレーディング商品	382	464
商品有価証券等	382	464
約定見返勘定	4	—
信用取引資産	16,553	13,408
信用取引貸付金	16,191	13,171
信用取引借証券担保金	362	236
立替金	14	15
募集等払込金	2,881	3,020
短期貸付金	11	22
未収収益	1,336	1,264
繰延税金資産	393	330
その他の流動資産	112	95
貸倒引当金	△4	△2
固定資産	7,628	6,701
有形固定資産	4,138	3,938
建物	1,346	1,236
器具備品	752	666
土地	2,030	2,030
リース資産	8	5
無形固定資産	557	563
のれん	48	18
ソフトウェア	507	543
電話加入権	1	0
投資その他の資産	2,933	2,199
投資有価証券	1,765	1,197
長期貸付金	35	28
長期差入保証金	918	916
退職給付に係る資産	205	38
繰延税金資産	2	3
その他	14	26
貸倒引当金	△9	△10
資産合計	48,242	46,593

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	平成27年3月31日現在	平成28年3月31日現在
負債の部		
流動負債	13,805	12,444
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	—	37
信用取引負債	3,363	3,006
信用取引借入金	2,621	2,445
信用取引貸証券受入金	741	561
預り金	6,687	5,794
受入保証金	1,286	1,103
有価証券等受入未了勘定	—	0
短期借入金	210	210
リース債務	3	2
未払法人税等	574	570
賞与引当金	652	707
その他の流動負債	1,026	1,010
固定負債	561	406
長期借入金	341	302
リース債務	5	2
繰延税金負債	145	41
再評価に係る繰延税金負債	31	30
その他の固定負債	36	30
特別法上の準備金	184	182
金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	184	182
負債合計	14,551	13,033
純資産の部		
株主資本	34,832	34,917
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,710	8,696
利益剰余金	11,825	12,391
自己株式	△281	△747
その他の包括利益累計額	△1,333	△1,604
その他有価証券評価差額金	176	54
土地再評価差額金	△1,851	△1,849
退職給付に係る調整累計額	340	191
新株予約権	141	198
非支配株主持分	50	47
純資産合計	33,690	33,560
負債・純資産合計	48,242	46,593

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
営業収益	20,413	21,846
受入手数料	18,555	19,682
トレーディング損益	224	325
金融収益	285	314
その他の営業収益	1,348	1,523
金融費用	79	70
その他の営業費用	1,259	1,429
純営業収益	19,073	20,346
販売費・一般管理費	15,534	16,651
取引関係費	1,611	1,922
人件費	9,177	9,494
不動産関係費	1,833	1,863
事務費	1,716	2,150
減価償却費	437	422
租税公課	183	218
貸倒引当金繰入額	0	0
その他	574	579
営業利益	3,539	3,695
営業外収益	225	139
投資事業組合運用益	97	87
投資有価証券配当金	42	26
受取保険金及び配当金	58	1
その他	26	24
営業外費用	53	22
投資事業組合運用損	52	22
その他	1	0
経常利益	3,711	3,813
特別利益	1,532	161
投資有価証券売却益	1,323	156
固定資産売却益	0	—
負ののれん発生益	208	—
金融商品取引責任準備金戻入	—	1
新株予約権戻入益	—	3
特別損失	78	35
固定資産除却損	29	22
投資有価証券評価損	0	—
投資有価証券売却損	—	9
減損損失	7	4
金融商品取引責任準備金繰入れ	40	—
税金等調整前当期純利益	5,165	3,939
法人税、住民税及び事業税	1,645	1,267
法人税等調整額	119	81
当期純利益	3,401	2,589
非支配株主に帰属する当期純利益	11	9
親会社株主に帰属する当期純利益	3,389	2,580

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,710	11,825	△281	34,832
会計方針の変更による 累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,577	8,710	11,825	△281	34,832
当期変動額					
剰余金の配当			△2,014		△2,014
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,580		2,580
自己株式の取得				△499	△499
自己株式の処分		△13		33	19
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△13	565	△466	85
当期末残高	14,577	8,696	12,391	△747	34,917

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その 他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付 に係る 調整累計額	その 他 の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	176	△1,851	340	△1,333	141	50	33,690
会計方針の変更による 累積的影響額							—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	176	△1,851	340	△1,333	141	50	33,690
当期変動額							
剰余金の配当							△2,014
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,580
自己株式の取得							△499
自己株式の処分							19
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△122	1	△149	△270	57	△3	△215
当期変動額合計	△122	1	△149	△270	57	△3	△130
当期末残高	54	△1,849	191	△1,604	198	47	33,560

前連結会計年度(ご参考) (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,701	10,507	△721	33,064
会計方針の変更による 累積的影響額			23		23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,577	8,701	10,530	△721	33,087
当期変動額					
剰余金の配当			△2,094		△2,094
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,389		3,389
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		9		440	449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	9	1,295	440	1,744
当期末残高	14,577	8,710	11,825	△281	34,832

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	935	△1,854	12	△907	67	39	32,263
会計方針の変更による 累積的影響額							23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	935	△1,854	12	△907	67	39	32,287
当期変動額							
剰余金の配当							△2,094
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,389
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△758	3	328	△426	73	11	△341
当期変動額合計	△758	3	328	△426	73	11	1,403
当期末残高	176	△1,851	340	△1,333	141	50	33,690

(注)連結計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石川 尚 志 ㊟

監査委員 五木田 彬 ㊟

監査委員 櫻井 光 太 ㊟

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) 平成27年3月31日現在	当事業年度 平成28年3月31日現在
資産の部		
流動資産	39,532	38,308
現金・預金	14,059	15,301
預託金	4,319	4,962
トレーディング商品	274	275
商品有価証券等	274	275
約定見返勘定	4	—
信用取引資産	16,553	13,408
信用取引貸付金	16,191	13,171
信用取引借証券担保金	362	236
立替金	9	6
募集等払込金	2,881	3,020
短期貸付金	11	22
前払金	11	16
前払費用	53	41
未収入金	44	36
未収収益	910	835
繰延税金資産	402	381
貸倒引当金	△3	△2
固定資産	7,164	6,581
有形固定資産	3,226	3,048
建物	1,040	948
器具備品	741	656
土地	1,442	1,442
リース資産	2	0
無形固定資産	523	533
のれん	20	0
ソフトウェア	501	532
電話加入権	1	0
投資その他の資産	3,414	2,999
投資有価証券	1,614	1,197
関係会社株式	797	810
出資金	2	2
関係会社長期貸付金	20	20
従業員に対する長期貸付金	35	28
長期差入保証金	944	942
長期前払費用	4	5
その他	4	2
貸倒引当金	△9	△10
資産合計	46,696	44,889

科 目	前事業年度(ご参考) 平成27年3月31日現在	当事業年度 平成28年3月31日現在
負債の部		
流動負債	13,390	11,987
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	—	37
信用取引負債	3,363	3,006
信用取引借入金	2,621	2,445
信用取引貸証券受入金	741	561
預り金	6,682	5,787
受入保証金	1,286	1,103
有価証券等受入未了勘定	—	0
短期借入金	210	210
リース債務	1	0
前受収益	0	—
未払金	327	288
未払費用	350	368
未払法人税等	542	498
賞与引当金	624	684
固定負債	428	311
リース債務	0	—
繰延税金負債	76	25
再評価に係る繰延税金負債	31	30
退職給付引当金	298	238
その他の固定負債	21	18
特別法上の準備金	184	182
金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	184	182
負債合計	14,003	12,481
純資産の部		
株主資本	34,225	34,004
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,710	8,696
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	5,004	4,991
利益剰余金	11,219	11,477
その他利益剰余金	11,219	11,477
繰越利益剰余金	11,219	11,477
自己株式	△281	△747
評価・換算差額等	△1,673	△1,795
その他有価証券評価差額金	177	54
土地再評価差額金	△1,851	△1,849
新株予約権	141	198
純資産合計	32,693	32,407
負債・純資産合計	46,696	44,889

損益計算書(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
営業収益	18,474	19,596
受入手数料	17,966	18,955
トレーディング損益	224	325
金融収益	283	315
金融費用	68	61
純営業収益	18,406	19,534
販売費・一般管理費	15,224	16,325
取引関係費	1,573	1,892
人件費	8,256	8,676
不動産関係費	1,828	1,860
事務費	2,510	2,816
減価償却費	402	395
租税公課	167	201
貸倒引当金繰入額	—	0
その他	484	482
営業利益	3,182	3,209
営業外収益	217	137
投資事業組合運用益	97	87
投資有価証券配当金	42	26
受取保険金及び配当金	56	1
その他	21	22
営業外費用	53	22
投資事業組合運用損	52	22
その他	1	0
経常利益	3,346	3,324
特別利益	1,533	161
投資有価証券売却益	1,323	156
抱合せ株式消滅差益	1	—
負ののれん発生益	208	—
金融商品取引責任準備金戻入	—	1
新株予約権戻入益	—	3
特別損失	75	26
固定資産除却損	26	22
投資有価証券評価損	0	—
減損損失	7	4
金融商品取引責任準備金繰入れ	40	—
税引前当期純利益	4,804	3,459
法人税、住民税及び事業税	1,585	1,168
法人税等調整額	146	17
当期純利益	3,071	2,273

株主資本等変動計算書(個別)

当事業年度（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,577	3,705	5,004	8,710	11,219	11,219	△281	34,225
会計方針の変更による 累積的影響額								—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,577	3,705	5,004	8,710	11,219	11,219	△281	34,225
当期変動額								
剰余金の配当					△2,014	△2,014		△2,014
当期純利益					2,273	2,273		2,273
自己株式の取得							△499	△499
自己株式の処分			△13	△13			33	19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△13	△13	258	258	△466	△221
当期末残高	14,577	3,705	4,991	8,696	11,477	11,477	△747	34,004

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	177	△1,851	△1,673	141	32,693
会計方針の変更による 累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	177	△1,851	△1,673	141	32,693
当期変動額					
剰余金の配当					△2,014
当期純利益					2,273
自己株式の取得					△499
自己株式の処分					19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△123	1	△122	57	△64
当期変動額合計	△123	1	△122	57	△285
当期末残高	54	△1,849	△1,795	198	32,407

前事業年度(ご参考) (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	14,577	3,705	4,995	8,701	10,218	10,218	△721	32,775
会計方針の変更による 累積的影響額					23	23		23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,577	3,705	4,995	8,701	10,241	10,241	△721	32,798
当期変動額								
剰余金の配当					△2,094	△2,094		△2,094
当期純利益					3,071	3,071		3,071
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			9	9			440	449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	9	9	977	977	440	1,427
当期末残高	14,577	3,705	5,004	8,710	11,219	11,219	△281	34,225

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	935	△1,854	△919	67	31,923
会計方針の変更による 累積的影響額					23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	935	△1,854	△919	67	31,946
当期変動額					
剰余金の配当					△2,094
当期純利益					3,071
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△757	3	△753	73	△680
当期変動額合計	△757	3	△753	73	746
当期末残高	177	△1,851	△1,673	141	32,693

(注)計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、執行役等及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石川 尚 志 ㊟

監査委員 五木田 彬 ㊟

監査委員 櫻井 光 太 ㊟

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ☎ 03-3667-1111 (代表)
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール



交通機関

- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」に直結(4番出口)
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」A1出口より徒歩5分
- 都営浅草線「人形町駅」A3出口より徒歩5分

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。

いちよし証券株式会社
東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



環境に配慮したFSC® 認証
紙と植物油インキを使用し
て印刷しています。